達増知事と『人材確保・育成』をテーマに懇談

２月３日(木)、盛岡市のエスポワールいわてにおいて「**知事と語る中小企業力の創造と連携への想い**」を開催。知事との懇談会は今年で１１回目を迎える。今年度は、「**中小企業の成長を支える人材の確保・育成**」をテーマに、本会で実施している人材確保育成３事業に参加された組合関係者が出席し、連携による産業振興の展開などについて、意見交換を行った。以下、本稿では懇談会の発言内容等について紹介する。

■出席者職氏名（敬称略）

岩手県出席者	
達 増 拓 也	岩手県知事
齋 藤 淳 夫	〃商工労働観光部長
阿 部 信 弘	〃経営支援課総括課長
佐々木　淳	〃科学・ものづくり振興課総括課長
伊藤昇太郎	〃雇用対策・労働室室長
福 澤 淳 一	〃産業経済交流課 総括課長
中小企業組合関係者	
横 沢 大 造	岩手県酒造協同組合 理事
三 品 健 悦	岩谷堂箪笥生産協同組合 理事長
久 慈 俊 幸	盛岡中央工業団地協同組合 理事長
管 野 昌 徳	株式会社バンスポーツ（協同組合江釣子ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｾﾝﾀｰ組合員） 専務取締役
村 松　寿	盛岡青果商業協同組合 常務理事
中央会出席者	
鈴木　宏延	岩手県中小企業団体中央会会長
谷村　久興	〃　副会長
阿部　典夫	〃　副会長
平 澤 石 郎	〃　専務理事
藤村　耕人	〃　事務局長
畠　潤 一	〃　事務局次長

■懇談の要旨

～はじめに鈴木会長よりあいさつ～

本日はお忙しいところご出席賜り、厚く御礼申し上げます。この懇談会は、平成１２年度より開催しており、時宜を得た話題を取り上げ、県ご当局との一層の相互理解と信頼関係の構築を目指すとともに、県勢発展の一翼を担う重要な機会と位置づけてきております。

中小企業が抱える経営課題は実に様々ですが、中でも「人材の確保・育成」は業種や企業規模の大小に関わらず、共通した課題の１つであり、本会で人材確保・育成事業に重点的に取り組んでおります。

本日の懇談会は、地域の中小企業における即戦力人材の確保や将来の中核人材の育成がより重要視されている現況を踏まえ、「中小企業の成長を支える人材の確保・育成」をテーマに開催することといたしました。どうぞ宜しくお願いいたします。

～続いて達増知事よりあいさつ～

皆様には、日頃からそれぞれの事業活動を通じて、本県商工業の発展に多大なるご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

本日は、「中小企業の成長を支える人材確保・育成」ということでありますが、厳しい雇用環境が続く中、県内の産業振興を担う方々に、本県における企業の雇用や人材育成の現状などについて、率直なご意見を発表してくださるようよろしくお願いします。県としても、皆様からのご意見、ご提言をお聞かせいただきながら、共に議論し、本県産業の振興に努めて参りたいと考えております。

～５名による取り組み内容の発表～

― 岩手県酒造協同組合　横沢 大造　氏 ―

事業名：ものづくり分野の人材育成・確保事業

（実施テーマ：次世代南部杜氏の育成）

我々の業界は、お酒の製成量・消費量ともに減っておりますが、暗い話ばかりではなく、居酒屋や酒販店では日本酒を売り出そうという流れも出てきておりますので、機を逃さぬようにと意を強くしています。

今、居ながらにして全国のお酒を楽しむというムードがあります。そういうニーズを捉えるためにも、我々も全国へ販路を広げていかなくてはなりませんが、その際、産地イメージが非常に大切です。

そのために酒造技術研究委員会と岩手県吟醸酒研究会を軸として展開し、全国の鑑評会でも全国１位を受賞することもできました。

人材育成の面では、以前は酒を造る人と売る人は別という形でしたが、現在は両者が一丸となって取り組んでいかなければ消費者ニーズには応えていけませんので、杜氏を目指す若手社員や営業職社員を育成し、頑張ってまいりたいと思っています。

― 岩谷堂箪笥生産協同組合　三品 健悦　氏 ―

事業名：ものづくり分野の人材育成・確保事業

（実施テーマ：岩谷堂箪笥に伝わる伝統的技法・技術の承継）

当組合は昭和 51 年に組合員 10 社で設立し、現在は 5 社となっております。生活様式や建築様式の変化によって和箪笥全体の売上が減少しており、岩谷堂箪笥も最盛期の 4 割程度まで落ち込んでいます。従業員数も最盛期の半数程度まで減少したなか年代構成は偏りなく在籍していますが、今後という点では少し不安もあります。

人材育成面では岩谷堂箪笥の生産は本来手作業ですが、現在は機械化が進んでおり技術力の低下を実感しております。

人材育成には多くの時間と手間がかかりますが、今回中央会の事業を利用することで伝統工芸士試験に 4 名の合格者(8 名受験)を出すことができました。

引き続き課題となるのは販路拡大です。岩手県産株式会社に頑張っていただきたいのはもちろんですが、我々も海外への進出や平泉の世界遺産登録をチャンスととらえ、お土産品となる小物の開発を行い、拡大へ結び付けたいと思っています。

― 盛岡中央工業団地協同組合　久慈 俊幸　氏 ―

事業名：新卒者就職応援プロジェクト

当組合は地場の異業種の事業者が集まり、高度化資金を利用して造成した工業団地組合です。資金は 2 年ほど前に繰上償還を行い返済は完了しております。この事自体は良いことですが、組合として大きな目的が達成されたため今後の方向性をどうしていくかが大きな課題だと思っています。まずは顔合わせが大切だということで月 1 回のペースで昼食会を開催しています。

設立当時、組合員企業全体の社員総数は250名で、現在は 600 名を超えています。合同入社式等も行っていましたが、昨年度は初めて実施できませんでした。採用を行ったのが 1 社だけだったためです。

今回、新卒者就職応援プロジェクト事業に取り組

むこととし、組合員5社が21名を受け入れ、うち8名がそのまま就職することとなりました。新規採用が難しい時代にあって、基礎的なビジネススキルの習得と費用補助を行ってくれるこの制度は、雇用に意欲のある企業にとって大変ありがたいものだと思います。

― 株式会社バンスポーツ　菅野　昌徳　氏 ―

事業名：新卒者就職応援プロジェクト

（協同組合江釣子ショッピングセンター組合員）

当社は靴やスポーツ用品の小売、スポーツ施設施工等を行っております。小売は花巻市吹張町と北上市江釣子ショッピングセンターパルにテナントとして入居しています。

靴の業界は大手による出店攻勢で非常に厳しい状況で、路面店は危機的です。パルの方は開業以来お客様の御支持を頂き頑張っています。

私どもの規模のお店ですと、従業員を定期的に採用・育成していくのは難しいです。そういう事業者にとって、この新卒者就職応援プロジェクト事業は大変いい制度だと思いエントリーしたところ、期間中に1名の退職があったので実習生をそのまま採用しました。

自社で研修カリキュラムを持ち人材育成できる中小企業というのはまず無いと思います。ですので今回の事業ではコーディネイト機関による支援が非常に大事だと感じました。この事業は今後も続けて欲しいと思いますが、期間の設定や実習生になれる対象など柔軟性があってもいいのではと感じました。

― 盛岡青果商業協同組合　村松 寿　氏 ―

事業名：農商工連携等人材育成事業

当組合は昭和39年に盛岡市広域圏にある八百屋さんが中心となって構成された組合であり、盛岡市中

央卸売市場の中に事務所を構えております。組合員数は昭和44年の300人弱がピークで、現在は87名と大きく減少しております。

組合員数における卸・スーパー等の割合は3割程度ですが、組合事業にしめる金額比率は9割以上となっており、小売店の業況は大変厳しいという状況です。

組合として、組合員が今後も事業を継続できるよう支援するため、現在実施している専門家による月2回の経営相談の他、事務局のレベルアップを目的として農商工連携等人材育成事業に参加し、利益計画や事業戦略の策定手法の習得、生産者や異業種の方々との交流ができました。

引き続き、人材の育成や即戦力人材の確保のための支援をいただければと思っております。

～達増知事より所見発表～

昨年度に制定した岩手県民計画の3つの視点「豊かさ、つながり、人」は逆の順番から言うと、「人を育て、つながりを育て、豊かさを育てる」となります。目標は豊かさを達成することで、そのためには人と人との繋がりが大事だという戦略です。そういう意味でも中小企業の成長を考える時、やはり人材の確保、育成が大きな柱になると思います。今は、こうすれば絶対に成功するというモノがどこにもないですが、成功のための手段は実はものすごく沢山あって、それを上手く発見できる、掴みとっていける人材、そういったものに全身全霊をもって取り組める人材、いろいろな役割分担をしながらやっていければいいと思います。いろいろな人材を育成することが農林水産業であれ、商工業であれ、医療福祉・教育等どんな分野でもそこが柱になっていくと考えております。色々ご意見いただきながら県でも進めていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

平成２２年度 組合代表者会議を開催

本会では２月１６日（水）、盛岡市のホテル東日本を会場に「平成２２年度 組合代表者会議」を開催した。

この会議は、中小企業を取り巻く経済の動向を把握し、業界の発展と地域振興に資することを目的に毎年開催しているもので、今回は会員組合の代表者約８０名が出席。また来賓として商工中金盛岡支店長 大藪雅彦氏が出席された。

会議は２部構成。第１部は、各業界・組合がおかれている現状や課題について共通認識を深める場である「業種別会議」。同会議では、建設・製造業、商業、流通・サービス業の３グループに分かれ、業界及び組合員企業の抱える金融・雇用等の経営上の諸課題、国・県・中央会等に対する意見・要望等、幅広く意見交換を行った。

今回は特にも、公共工事削減の影響による受注量の減少や消費の落ち込みによる売上の減少など需要の不足、資材等原材料の高騰、悪化する雇用情勢等、中小企業の直面する諸課題に関して数多くの意見要望が出された。

建設・製造業

商業

流通・サービス業

第２部は、「日本経済の展望～中小企業の時代～」をテーマに、インサイダー編集長 高野孟氏が講演。

高野氏はＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定…加盟国間で関税の撤廃等による貿易自由化を目指す経済的枠組みの構築）のメリット・デメリットを交え、今後の中小企業経営について、示唆に富んだ語り口で会場を魅了した。

鈴木会長の開講あいさつ

講演する高野氏

熱心に聴き入る会場

会議終了後は、今年の中小企業組合及び組合員企業の発展を祈念し、新春交賀会を兼ねた交流会を開催。

開会あいさつする谷村副会長

商工中金大藪支店長による乾杯

交流会の様子

若手経営者連携交流フォーラム開催

本会と岩手県中小企業青年中央会が主催する平成２２年度 若手経営者連携交流フォーラムは、２月１８日(金)、盛岡市のエスポワールいわてを会場に開催された。このフォーラムは、次代を担う青年経営者・後継者が一堂に会し、経営者としての資質向上を図るとともに、異業種交流等による事業視野拡大と連携促進に資することを目的に開催するもので、県内組合・青年部等より６０名が参加。

本会平澤専務理事、佐藤青年中央会長から開催挨拶の後、「盛岡市肴町(商振)青年部４Ｓ会」の佐々木会長、「盛岡卸センター経営研究会」の池野会長の両氏より、青年部の活動状況と夢や課題等について事例発表を行った。

第二部は、㈱佐藤満国際経営・農業研究所代表取締役社長の佐藤満氏が「逆境を切り拓く経営～攻めのビジネススピリット」と題して講演。元日本ゼネラルモーターズ㈱の社長として、拡販と業容拡大を果たした実績等を中心に、業績を上げるには何より自分自身の変化が重要であり、経営者にとって業績向上を図るとは原因を自身に還元していく絶え間ない自己反省である等、気骨ある経営者の話は参加者をとりこにし、1時間４５分の講演時間は瞬く間に過ぎた。

講演会終了後は講師を交え交流会を開催、乾杯の挨拶を行った武塙青年中央会副会長が講評を披露、その後出席者は互いの近況を語り合い情報交換するなど、和やかなうちに会は終了した。

主催者挨拶する平澤専務理事

青年部活動事例発表の様子

佐藤満氏の熱い講演

中小企業官公需問題懇談会を開催

本会では２月９日（水)、盛岡市のホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングを会場に「平成２２年度中小企業官公需問題懇談会」を開催した。県内の官公需適格組合より１６名が出席。他に中小企業庁事業環境部取引課より藤澤秀行統括官公需対策官、東北経済産業局中小企業課の永田淳子課長補佐が出席、官公需の取組みと現在の動向等について講演を行った。続く懇談では、中小企業組合等における官公需の受注拡大について意見交換を実施。参加者からは、価格競争の激化や低価格入札横行への改善の他、地元企業の優先発注の促進、地元貢献度を評価対象として考慮すること、入札時の仕様の明確化、地元材使用製品の優先的利用、日々価格変動のある物品等に係る契約方法の改善、市町村に対する官公需法の周知徹底の促進等について数多くの意見要望が出された。また、国の公共サービス改革分科会での「競り下げ方式」導入については、参加者全員が反対する旨の意見が出された。本会は、これらの意見等について、国・県の官公需施策への反映及び今後の官公需適格組合支援の参考に資する所存である。

県内官公需適格組合の担当者が集まった会議の様子

通常総会開催までの手続き

平成１９年４月１日より施行された改正組合法により、通常総会開催に必要な決算関係書類等に関する手続きが下記のとおり明確化された。通常総会の招集通知を発出するにあたっては、決算関係書類と事業報告書及び監査報告を合わせて提供しなければならない。以下、本稿では通常総会開催までの手続き・スケジュール等について説明する。

【決算関係書類等に関する手続き】

１．決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。
２．理事は、理事会の承認を受けた決算関係書類、事業報告書及び監査報告を通常総会の通知とともに組合員に提供しなければならない。
３．組合は、通常総会の２週間前までに決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所及び従たる事務所(従たる事務所へは写し)に備え置かなければならない。

１．総会開催までのスケジュール

議案の作成

組合は、「決算関係書類(財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案)」及び「事業報告書」を作成しなければならない。(中協法第 40 条第 2 項)

↓

監事への「決算関係書類」「事業報告書」の提出

組合は「決算関係書類」、「事業報告書」について、監事の監査を受けなければならない。(中協法第 40 条第 5 項)

↓

監事の監査、「監査報告」の作成・通知

監事は、受領した「決算関係書類」、「事業報告書」について、監査方法・内容等を記した「監査報告」を作成し【※1】、理事に対し、「決算関係書類」、「事業報告書」の全部を受領した日から 4 週間を経過した日、もしくは理事との合意により定めた日のいずれか遅い日【※2】までに「監査報告」の内容を通知しなければならない。(中協法施行規則第 117 条第 1 項)

【※1】: 監事の監査権限を会計に関するものに限定した組合の監事は、「事業報告書」の監査権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない。
会計監査に限定されている監事に対しては、「事業報告書」を監査する権限が与えられていないため、「事業報告書」を提出するか否かは組合の任意である。

【※2】: 監査期間は、監事と理事の合意があっても 4 週間を下回る期限を予め定めることは不可(ただし、監事が自主的に 4 週間以内に通知することは可能。)。

↓

理事会招集通知の発出【※3】

理事長は、理事会の会日の 1 週間前【※4】までに、各理事【※5】に対し、理事会招集通知を発出しなければならない。(中協法第 36 条の 6 第 6 項)

【※3】: 理事(監事に業務監査権限を付与している組合は、理事及び監事。)全員の同意があれば招集手続の省略が可能。(中協法第 36 条の 6 第 6 項において準用する会社法 368 条第 2 項)

【※4】: 短縮が可能(1 週間を下回る期間を定款で定めた場合はその期間。(中協法第 36 条の 6 第 6 項において準用する会社法 368 条第 1 項))。

↓

【※5】:監事に業務監査権限を付与している組合は、各監事に対しても発出しなければならない。(中協法第 36 条の 6 第 6 項において準用する会社法 368 条第 1 項)

理事会の開催

理事会においては、通常総会の開催及び議案の議決をするとともに(中協法第 49 条第 2 項)、監事の監査を受けた「決算関係書類」、「事業報告書」の承認を行う。(中協法第 40 条第 6 項)

「決算関係書類」「事業報告書」の備置き

組合は、通常総会の会日の 2 週間前までに、「決算関係書類」、「事業報告書」を主たる事務所(従たる事務所へは写し。)に備え置き、組合員の閲覧に供する。(中協法第 40 条第 10 項及び第 11 項)

総会招集通知の発出【※6】・「決算関係書類」「事業報告書」及び「監査報告」の提供

理事長は、通常総会の会日の 10 日前【※7】までに組合員に到達するよう、総会招集通知を発出する(中協法第 49 条第 1 項)。総会招集通知には、議案のほか、会議の日時、場所等会議の目的たる事項を示すとともに、理事会の承認を受けた「決算関係書類」、「事業報告書」及び「監査報告」を添付し、組合員に提供しなければならない(中協法第 40 条第 7 項)。

【※6】: 組合員全員の同意があれば招集手続の省略が可能(この場合、招集通知発出の際に必要な添付書類も不要。)。(中協法第 49 条第 3 項)

【※7】: 短縮が可能(これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間。)。(中協法第 49 条第 1 項)

通常総会の開催

2. 通常総会の招集

(1) 招集通知とともに提供する必要書類

① 通常総会の招集には、日時、場所及び議案の内容を記載した開催案内とともに、理事会で承認された決算関係書類、事業報告書、監査報告を併せて提供(書面の場合は郵送。)しなければならない。(収支予算や事業計画案などは、事前提供は求めてられていないが、組合が必要と認めた書類を事前に提供することは差し支えない。)

② 定款で定めれば、組合員全員の同意がある場合には、総会の招集手続を省略できる。また、この場合には法令による決算関係書類、事業報告書、監査報告を組合員に事前に提供する必要はない。

(2) 監査期間について

監事が監査報告を理事に通知するまでの期間は、組合から決算関係書類(業務監査権限を有する監事は事業報告書を含む。)を提供されてから、原則として 4 週間をあけることとされている。

① 監事に対し、監査報告書を 4 週間以内に提出するよう求めることはできない。
(ただし、監事が自主的に 4 週間以内に監査報告書を提出することは可。)

② 組合と監事との合意により、監査報告書について、監事へ決算書類の提出から 4 週間以降での提出日を事前に決定することは可能。従って、監事の監査に要する期間を見極め、関係書類の作成期限を予め決定することが必要。

(3) 決算関係書類の備置き

総会開催の 2 週間前までに決算関係書類の備置きをしなければならない。通常総会の招集が全員同意により省略できたとしても備置きする必要がある。

３．監査報告書の様式

組合法が改正され、監査報告書の記載内容についても変更箇所が出ている。本稿では、監査報告書の記載内容でよく見られる間違い例を示すので、監査報告書作成時の参考にしていただきたい。

例）組合種別：事業協同組合　決算期：3 月　監事の権限：会計監査のみ　総会開催予定日：5 月 25 日

監 査 意 見 書

間違い例）
改正前は「第 40 条第 1 項」だったが、改正後は**「第 40 条第 5 項」**となる。

間違い例）
「監査意見書」ではなく、**「監査報告書」**となる。

中小企業等協同組合法第 40 条第 1 項により、組合から受領した第○期財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案（または損失処理案）及び事業報告書を監査した。

間違い例）
監事の権限が会計監査のみとなっているため、その旨を上記の「～監査した。」以下に追加記載しなければならない。
（記載例）
なお、当組合の監事は定款○条（監事の職務）に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告書を監査する権限を有していない。

間違い例）
監事の権限が会計監査のみとなっているので事業報告書については記載する必要はない。
「及び事業報告書」の部分を削除することとなる。

1　監査方法の概要
決算関係書類の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、その他通常とるべき必要な方法を用いて調査した。

2　監査結果の意見
(1)財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示している。
(2)剰余金処分案（または損失処理案）は法令及び定款に適合している。
(3)事業報告書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示している。

間違い例）
監事の権限が会計監査のみとなっているので、事業報告書については記載する必要はない。
「(3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示している。」の部分を削除することになる。

3　追記情報（決算関係書類について記載すべき事項がある場合）

平成 22 年 5 月 25 日

間違い例）
この日付は監事が組合へ監査報告書を提出した日となる。総会開催日ではないので、注意すること。

○○○○組合
監事　○○○○　㊞
監事　○○○○　㊞

なお、本会ホームページ上に議事録・決算関係書類の様式を掲載しており、下記 URL からダウンロードが可能になっているので、ご活用いただきたい。

- URL：http://www.ginga.or.jp/ginga/download/download.html
- 本会ホームページ http//：www.ginga.or.jp のトップページ左部「Main　Menu」内にある『各種様式のダウンロード』からも閲覧可能。

中央会さん、出番ですよ　～最近の支援事例～

中央会では、地元産の原料や資材を活用した新商品開発や、魅力ある商店街・店舗づくりに向けた支援事業を実施している。今回は、陸前高田市の**「りんごでスイーツ研究会」**への支援事例について紹介する。

【地元産りんごを活かしたスイーツ開発】（連携創出企業交流促進事業にて支援）

陸前高田市の授産施設「社会福祉法人燦々会あすなろホーム」では、障害者の就労支援事業の一環として、これまで菓子作りやうどん作り等を通じ、地域に喜ばれる商品作りを目指してきた。

また、同市の林檎生産農家では、地元産りんごでありながら規格外等の理由で活用されないままになっているりんご（ジョナゴールド等）を上手く利活用できないか模索を続けていた。

そうした中、両者は地元産リンゴを活用したスイーツ開発に向けて連携、同市の食関連の卸売問屋も趣旨に賛同し、研究開発グループ**「りんごでスイーツ研究会」**を発足させた。

研究会では今年度、原材料である陸前高田産りんごの特徴を最大限に活かした商品作りを進めるべく、専門家を招聘しレシピ開発と商品試作に取り組むに際し本会に支援を要請、連携創出企業交流促進事業にて専門家指導を実施する等の支援を行った。

専門家には盛岡市在住の料理研究家である小野寺惠氏を招聘。りんごが持つ自然の甘さや酸味、香りを商品開発に活かし、子供からお年寄りまで好まれる味に仕上げるべく試作開発と技術指導を展開した。その結果、昨年の１２月１９日に開発商品発表会・品評会を実施、ジョナゴールド種のりんごピューレを使った**「にこにこりんごケーキ」**と**「アッぷりん」**の２種のオリジナルスイーツが披露された。

当日は、グループを構成する事業者等から１５名が出席。開発商品の品評はいずれも好評であった。りんごケーキは、自然の甘みをより活かすため少量の塩味を加えており、これには地元八木澤商店の醤油を使用するなどの工夫が図られている。また、ぷりんは、コクのある牛乳との相性が程良くマッチした商品に仕上がっている。製造工程を簡潔にすることで商品の仕上がりのバラツキを抑える工夫などが施され、安定した商品供給が図られるようレシピも工夫されている。

研究会では、開発商品をいち早く市場化させ、気仙発の美味しいスイーツの首都圏向け販売を加速したいと考えている。そのためには商品管理や販売促進に向けた取り組みを一層強化する必要があるため、本会では中小企業診断士による指導を実施した他、今後は訴求力向上を図るためのパッケージング改善等への支援を実施する予定である。

開発商品に関する問い合わせは、

りんごでスイーツ研究会（事務局：燦々会あすなろホーム）

電話＆FAX：0192-55-2978　まで。

試作品の「にこにこりんごケーキ」

同じく試作品の「アッぷりん」

試作品発表会での商品命名式

発表会・求評会に集まった研究会メンバー

組織化動向　～新しく設立された組合の紹介～

遠野市斎場管理事業協同組合	創立総会	平成２３年３月　２日
これまで地方の葬祭業者は、地域密着の良質なサービス提供を通じ、公共福祉の増進に貢献してきた。一方、県外大手資本の進出等の影響もあり、地域の葬祭業者は苦しい経営環境下にある。 そうした中、組合員の経営合理化及び高度化を図り経営基盤の充実を図るとともに、遠野市より斎場管理を受託することで地域住民へのきめ細かな葬祭サービス提供を実現するため、この度事業協同組合を設立した。	地　区	遠野市の区域
	代表者	加藤 勝弘　理事長
	事　業	① 組合員の取り扱う葬祭業関連物品の共同販売 ② 教育情報提供事業 ③ 福利厚生に関する事業 ④ 遠野市斎場管理業務を受託するための契約締結並びに運営体制の整備 ⑤ 附帯事業

～　会　員　情　報　～

２商店街が集客力向上事業に採択

盛岡市肴町商店街振興組合（豊岡卓司理事長）
北上市十字路商店街振興組合連合会（熊谷洋理事長）

来街者減に歯止めをかけ、空き店舗を活用した集客力向上等の事業に取り組む商店街振興組合等を支援する「地域商業活性化事業（集客力向上促進事業・商店街における新事業展開支援事業）」の採択結果が発表され、県内では盛岡市肴町(商振)及び北上市十字路(商振連)の２組合（全国では７５件）が採択された。両組合では、空きスペースを活用した集客イベントの取り組みの他、多目的施設の整備や情報発信力の強化等を通じ、地域商業活性化を図る。

県警より表彰受ける

盛岡個人タクシー協同組合
（三浦文彦理事長）

組合では、加盟する個人タクシーの事故率の低さ等が評価され、盛岡東署の遠藤所長より表彰状を授与された。昨年９月から１２月までの期間中の安全運転管理に関する組合の取り組みが奏功。組合は今後も継続的取り組みに更に意欲を高めた。

東京で冬の地酒フェア開催

岩手県酒造協同組合
（久慈浩理事長）

組合と岩手県酒造組合では、東京のいわて銀河プラザを会場に、盛岡広域の冬の観光と地酒をＰＲする観光物産フェアを１月１２日から開催。期間中は地鍋の振る舞い等で多数の来場者を迎え、賑わい創出に貢献した。

開運をテーマに情報誌創刊

盛岡駅前商店街振興組合
（石田和徳理事長）

組合では、商店街のイベント情報や店舗紹介等を行う情報誌「盛岡駅前商店街開運ＮＥＷＳ」を創刊。毎月５００部発行、周辺の各世帯に配布するなどして商店街を身近に感じてもらうことが狙い。

成功事例の勉強会

ドンと市かわさき協同組合
（佐々木正義理事長）

組合では、農家所得の向上などに役立つ先進事例を学ぶ成功事例講習会を２月２２日に開催。近隣藤沢町と宮城県から講師を招聘、産直施設で年間２億円を売り上げる事例や出張販売の事例等について研鑽を深めた。

～　Ｑ＆Ａコーナー　～

組合等を運営する中で生じやすい法律や税務、労働等の諸問題について、Ｑ＆Ａ形式で紹介。

（質問）

会計帳簿等の閲覧請求について、「正当な理由がないのに拒んではならない」とあるが、「正当な理由」とは何か。

（回答）

中協法第４１条３項では、組合員は総組合員の３％（これより下回る割合を定款で規定することも可能）以上の同意で、組合に対し会計帳簿等の閲覧請求ができることになっている。

これは、組合の業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿等の閲覧・謄写を請求できるということであり、この場合「正当な理由がないのに拒んではならない」と規定されている。

但し、中協法４１条では「正当な理由」に該当する記載はないが、改正組合法は会社法を多く準用しており、中協法第４１条も会社法第４３３条を準用している。但し、「正当な理由」の記載箇所は、組合法に移記されていない。

ちなみに会社法４３３条第２項には、拒むための正当な理由として、① 請求者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求したとき、② 請求者が会社の業務を妨げ、株主の協同の利益を害する目的で請求したとき、③ 請求者が会社業務と実質的に競争関係の事業を営み、又はこれに従事しているとき、④ 請求者が閲覧・謄写により知った事実を、利益を得て第三者に通報するため請求したとき、⑤ 請求者が過去２年以内において閲覧・謄写で知った事実を、利益を得て第三者に通報したことがあるとき、の５つが規定されている。

上記会社法の規定を受けて「中小企業等協同組合法逐条解説（中小企業庁監修・全国中央会編集、第一法規出版刊）」では、正当な理由として「閲覧・謄写により知った内容を競業者に通報しようとし、又は通報したことのある場合」「決算事務等で組合が使用している場合など、組合利益を害し又は不当な時期に請求されたとき」等が該当すると記載されている。

なお本来は、帳簿組織等の透明性・適正性の確保のための請求措置であるので、組合を不必要に混乱させるための請求であってはならない。

～岩手県商工振興協同組合からのお知らせ～

ＥＴＣコーポレートカードの大口・多頻度割引制度について~

－　組合加入者 随時募集中　－

岩手県商工振興協同組合（中央会と同所）では、組合事業として、ＥＴＣコーポレートカードの大口・多頻度割引制度を活用した共同精算事業を実施しております。

この大口・多頻度割引制度は、高速道路株式会社の交付する『ＥＴＣコーポレートカード』をご利用いただくことを前提とする高速道路等の通行料金の割引制度で、料金は１ヶ月分をまとめて翌月末までに支払うことができ、利用額に応じた割引を受けることができます。この制度の活用によって、大幅な経費節減が出来るというメリットがありますので是非ご活用下さい。

ＥＴＣコーポレートカードの見本例

なお、当組合の共同精算事業のご利用に当たっては、まず当組合に加入していただき、規約に定められているカード１枚当たりの最低利用限度額（１枚あたりの月額利用料が３万円を上回る）をクリアしていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細については、当組合（TEL:019－625-1454）までお問い合わせ下さい。

協会けんぽの保険料率の変更（協会けんぽ岩手支部）

全国健康保険協会岩手支部（協会けんぽ岩手支部）では、平成２３年度の健康保険料率を変更すると発表した。本年３月分（４月納付分）の保険料より引き上げることとなる。

岩手支部の健康保険料率は、現行保険料率 ９．３２％ から ９．４５％ に引き上げられる。また、４０歳から６４歳までが対象となる介護保険料率も引き上げられ、現行 １．５０％ から １．５１％ となる。

本件に関する問い合わせは、協会けんぽ岩手支部企画総務部　℡：019-604-9018　まで。

年度末に向けた保証相談対応（岩手県信用保証協会）

岩手県信用保証協会では、年度末を迎え、依然として厳しい金融、経済環境に置かれている中小企業の金融の円滑化を図るため、通常の保証相談窓口対応等を下記のとおり拡充して対応すると発表した。

○ 平日対応

３月１日（火）から３月３１日（木）までの平日は、本所及び各支所で午後７時まで窓口相談対応。

○ 土日・祝日対応（午前９時から午後５時まで）

３月５日（土）～１３日（日）までの土日は電話相談対応、３月１９日（土）～２１日（月）、２６日（土）、２７日（日）の土日・祝日は、本所及び各支所で窓口相談対応。

○ 電話番号

フリーダイヤル　0120-972-150、代表　019-654-1500、保証一課　019-654-1501、保証二課　019-654-1502
釜石支所　0193-22-1321、一関支所　0191-23-2533、宮古支所　0193-62-2700、大船渡支所　0192-27-1224
二戸支所　0195-23-4115、奥州支所　0197-25-3171

教育訓練支給額を引き下げへ（厚生労働省）

厚生労働省では、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者の休業、教育訓練または出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金などの一部を助成する「中小企業緊急雇用安定助成金」の事業所外訓練の教育訓練費の支給額を、４月より引き下げると発表した。現行６，０００円の支給額を半額の ３，０００円 とする内容。

本件に関する問い合わせは、厚生労働省職業安定局 雇用開発課　℡：03-3502-1718　まで。

３年以内既卒者トライアル雇用奨励金等（厚生労働省）

厚生労働省では、学生の就職状況が厳しいことから、卒業後３年以内の既卒者を採用した事業主への奨励金の対象者を、２月１日から新たに「新規学卒予定で未内定者」にも拡大すると発表した。概要等以下のとおり。

○ ３年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金

平成２０年３月以降に大学等を卒業後、安定した就労の経験がない既卒者、または平成２２年度に大学等の卒業を予定している者が対象。奨励金は、正規雇用から６ヵ月後に１００万円支給。

○ ３年以内既卒者トライアル雇用奨励金

平成２０年３月以降に大学等、高校、中学を卒業後、安定した就労の経験がない既卒者、または平成２２年度に大学等、高校、中学の卒業を予定している者が対象。奨励金は、有期雇用期間が月額１０万円、正規雇用から３ヵ月後が５０万円。

○ 既卒者育成支援奨励金

対象者・奨励金は上記３年以内既卒者トライアル雇用奨励金と同じ。

本件に関する問い合わせは、岩手労働局職業安定部　℡：019-604-3001　まで。

適格退職年金の移行手続きの促進（厚生労働省）

厚生労働省では、適格退職年金制度が平成２４年３月３１日に廃止されることに伴い、同年４月１日以降は税制上の優遇措置を受けられなくなることから、引き続き税制上の優遇措置を受けるため、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度、厚生年金基金制度、中小企業退職金共済制度といった企業年金制度等へ早急に移行するよう呼びかけている。適格退職年金制度から他の企業年金制度への移行手続には１年ほどかかるため、移行を検討している場合は、地方厚生（支）局や企業年金連合会、各受託金融機関（適格退職年金契約を締結している生命保険会社・信託銀行等）に相談する必要がある。

本件に関する問い合わせは、厚生労働省 年金局企業年金 国民年金基金課　℡：03-5344-1100　まで。

【お知らせ】

高速道路料金割引等に関する国交省基本方針（国土交通省）

国土交通省では昨年１２月２４日、「高速道路の料金割引に関する基本方針」を発表した。これは現在実施されている高速道路の各種割引制度の一部が、本年３月をもって終了することに伴い発表されたものである。内容は次のとおり（一部抜粋）。

> 普通車については、激変緩和の観点を踏まえ、土日祝日１，０００円を継続。また環境への配慮や休暇の分散化のため、平日にも上限制を拡大し、終日２，０００円とする。貨物車については、上限制は導入せず、現在の割引（大口多頻度、通勤・深夜など）を継続する。
>
> なお、原則無料化の方針の下、財源の確保も含め、高速道路の有効活用、渋滞の緩和、交通需要の調整、地域振興などの観点から、地方の意見も踏まえた利用しやすい料金制度について、引き続き検討。

本件に関する問い合わせは、国土交通省道路局高速道路課　℡：03-5253-8500　まで。

特許出願審査請求料の納付期間を延長（特許庁）

特許庁では、特許出願の審査請求と同時に納めることとされている審査請求料について、審査請求から１年間、納付を繰り延べることが出来るように運用を変更していたが、昨今の景気判断等に連動し、納付繰延期間を更に１年間延長し、平成２４年３月３１日までとすると発表した。この制度は、自己の特許出願に対して出願審査請求を行う方が利用できる（他人請求の場合は不可）。また、納付繰延制度は、出願審査請求が書面・電子のいずれの手続であっても利用可能となっている。

本件に関する問い合わせは、特許庁 総務部総務課 業務管理班　℡：03-3581-1101（内線 2104）　まで。

電子証明書取得に係る専用ソフトの提供（法務省）

法務省では、本年２月１日から，会社・法人の代表者等の電子証明書を取得するための「商業登記電子認証ソフト」の提供を開始すると発表した。商業登記の電子認証制度は，登記官が電子証明書を発行する制度で印鑑を提出済みの法人等が対象となる。

本件に関する問い合わせは、法務省登記･供託ｵﾝﾗｲﾝ申請ｼｽﾃﾑ操作ｻﾎﾟｰﾄﾃﾞｽｸ　℡：0570 - 077 - 888　まで。

景況は一進一退先行き警戒（平成 23 年 1 月）

〈全体の概要〉

１月は、年末年始の大雪･強風の被害が出るなど天候不順もあり客数が伸びず売上は低迷。また、製造業においても、生産拠点の海外流出や部品の海外調達比率の上昇による受注減を心配。

中小企業の景況は、内需低迷が続く中、販売価格が低水準に止まる一方、原材料価格の高騰やコストダウン要請の強化により収益が圧迫、景況は一進一退の状況、依然として先行き警戒が必要。

〈主な業界及び地域組合等の動向〉

◆ 漬物製造業

大雪で消費者の購買活動が低調だったが、物流業者の買い控えで流通量が減少、思わぬ受注があった。

◆ 一般製材業

除雪作業の遅れで原木搬出ができず、製材工場は寒冷による生産低下でコスト高のダブルパンチ。

◆ 木材チップ製造業

大雪のため入山できず原木不足が深刻。除雪費用が嵩むこともあり素材生産意欲が減少している。

◆ 印刷・同関連業

売上は減少、市場縮小がかなり進んでいる。

◆ 金属製品製造業

地元工事が相変わらず少ない中、原材料の鋼材が値上がりしてきた。

◆ 一般機械器具製造業

超短納期であるため品質管理等がより求められ、受注先の選定がきびしくなっている。

◆ 家庭用機械器具小売業

厳しい寒さで暖房機器は少し増加したが、テレビ等エコポイント関連の商品は大幅に減少した。

◆ 酒・調味料小売業

全体的に低価格品を中心に推移している。

◆ 各種商品小売業（盛岡市）

大雪の影響で除雪用具類が好調であった。

◆ 野菜・果実小売業

雪で足元が悪く、地元密着型小売店では配送依頼等の小さな特需があった。

◆ 自動車小売業

補助金効果の反落で大幅なダウン、厳しい状況。

◆ 自動車整備業

雪等の悪天候により仕事量に恵まれた。

◆ 商店街（久慈市）

初売り商戦は、大雪・暴風の天候不順の影響で、客数･売上伸びず苦戦、郊外店へ集中。

◆ 商店街（盛岡市）

飲食業は、年末年始の大雪の影響で大打撃。

◆ 旅行業

関係施設間の低価格競争の影響で旅行代金も低価格傾向にある。

◆ 板金工事業

大雪で工事できず、開店休業状態である。

◆ 電気工事業

仕事量の多寡は地域的･企業毎に二極分化。

◆ 土木工事業

建設等の現場では、気象状況により採算や期日等で苦慮している状況。

◆ 一般乗用旅客自動車運送業

長引く景気の低迷で収益は減少に転じた。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比ＤＩの推移グラフ（H22 年 1 月～H23 年 1 月）●

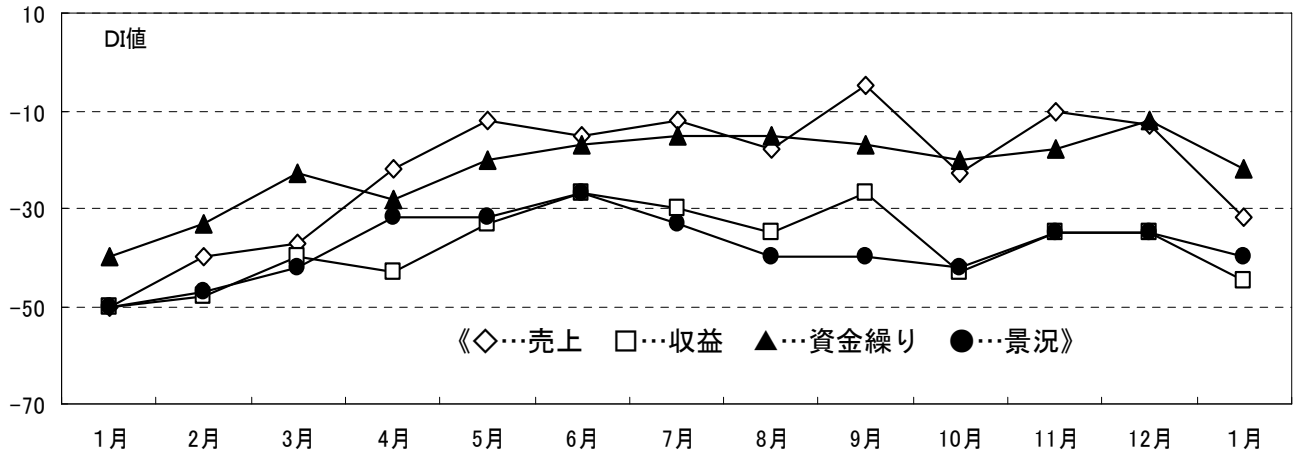

【お願い】組合決算書等の本会への提出にご協力ください

組合では、通常総会終了後の一定期間内に、所管行政庁への決算書等の届出義務がありますが、その際、本会にも決算書及び通常総会議事録(写しで可)等の提出についてご協力をお願いいたします。

なお、頂戴した決算書等は、本会支援の際必要とする組合情報の整備の他、組合表彰等への貴重な情報源として活用しております。

中央会のホームページを是非ご活用下さい

本会が運営するホームページ（「応援します！がんばれ岩手の中小企業」）では、様々な情報をお伝えする「新着情報」の他、国や県などの「施策情報」及び「官公需情報」、「組合・組合員企業サーチ」など、多種多様な情報をいち早く、分かりやすく、タイムリーに提供しています。

また、この他にも、これから起業しようとする方を対象に「企業組合制度」のメリット等をお伝えする「チャレンジ起業家」コーナーや、自社の経営分析や経営革新、マーケティングをシュミレートできる「中小企業経営自己診断」コーナーなどがあります。是非一度ご覧いただきご活用されてはいかがでしょうか。

↑本会では、企業組合制度の設立から運営までをトータルサポート。

↑経営診断を通じて自社の強みや弱みを把握、新展開を支援します。

岩手県中小企業団体中央会

第５６回通常総会開催の予定

日　時：平成２３年５月１２日（木）

場　所：ホテル東日本　盛岡市大通３丁目３番18号　TEL：019-625-2131

◆主要日誌◆（２月１日～ ２月２８日）

◎中央会主催事業

2/ 3　岩手県知事との懇談会
2/ 9　官公需問題懇談会
　　農商工連携人材育成研修第２回委員会
2/16　組合代表者会議
2/18　若手経営者連携交流フォーラム
2/21　組合決算講習会
2/24　商店街サミット

◎関係機関・団体主催行事への出席等

2/ 1　いわてデスティネーションキャンペーン推進協議会理事会、第２回総会
　　岩手県景観計画、改正景観条例及び改正屋外広告物条例説明会
　　自律的まちづくりシンポジウム
2/ 4　国民体育大会岩手県準備委員会常任委員会
2/ 7　岩手県分権推進会議
2/14　いわての食ビジネス交流会
　　子育てにやさしい環境づくり推進協議会
2/15　経済団体等情報交換会議
2/17　サポーティングネットワーク会議
　　岩手県交通安全対策協議会幹事会
2/18　都道府県中央会事務局代表者会議
2/23　岩手県産官学連携連絡会議
　　岩手県電気機械器具製造業最低工賃部会
2/24　県立産業技術短期大学校運営推進協議会
2/25　勤労者福祉サービスセンター評議員会
　　貸付審査委員会
　　６次産業化ブロック会議